

1 学則・奨学関係（131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程）

○大阪産業大学デザイン工学部修学規程

平成24年4月1日

規程第131号の5

改正 平成31年3月7日

令和2年3月16日

令和3年3月19日

令和4年4月1日

令和4年8月29日

令和5年2月15日

令和5年12月20日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第25条、第27条、第28条、第29条および第30条に基づくデザイン工学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

（入学種別と教育課程）

第2条 教育課程は、学科別、履修コース別に定める。

2 学則第13条に定める編入学生については、以下の学科別の入学区分にしたがって教育課程を定める。

（1）情報システム学科の入学区分は以下のとおりである。

イ 学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者（区分イと称する。）。

ロ 学則第13条第2項第3号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者（区分ロと称する。）。

（2）建築・環境デザイン学科の入学区分は以下のとおりである。

イ 建築・環境デザイン学科に相当する高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者（区分イと称する。）。

ロ 工学系の高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者（区分ロの1と称する。）。なお、工学系には、デザイン・美術・工芸系、家政学系、生活科学系および造園学系を含む（ただし、イに含まれるものは除く。）。

ハ 工学系以外の高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

があると認めた者（区分ロの2と称する。）。

(3) 環境理工学科の入学区分は以下のとおりである。

イ 学則第13条第2項第1、2、4および5号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者（区分イと称する。）。

ロ 学則第13条第2項第3号に該当する者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者（区分ロの1と称する。）。

ハ 工学系以外の高等教育課程を修了した者、もしくは、本学において同等以上の学力があると認めた者（区分ロの2と称する。）。

(授業科目の分類)

第3条 学生が履修する科目を分けて、フィールド教育科目、総合教育科目および専門教育科目とする。ただし、環境理工学科においては、フィールド教育科目、総合教育科目、専門教育科目および実践教育科目とする。

(科目修得の条件)

第4条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第15条第3項ただし書きによるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

(卒業研究)

第5条 最終学年において、卒業研究の審査に合格しなければならない。

2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

(履修コースおよびジョイント・プログラム)

第6条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

(1) 建築・環境デザイン学科に、都市環境デザインコース、建築デザインコース、インテリアデザインコース、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースを置く。

(2) 環境理工学科に、環境技術コース、地域生態系コース、環境緑化コースおよび環境計画コースを置く。

1 学則・奨学関係（131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程）

2 履修コースへの配属、変更等については、別に定める。

第6条の2 3つの学科のうち2つの学科に跨る履修プログラムとして、ジョイント・プログラムを置く。

第2章 履修申請

（履修申請）

第7条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。

ただし、予め定められた科目を除き、後期に履修申請の修正をすることができる。なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

- (1) 履修申請期間は、予め告示する。
- (2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。
- (3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付け、変更または追加は認めない。

（不合格科目の履修）

第8条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第8条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

（単位授与の条件）

第9条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

（履修可能単位数）

第10条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 情報システム学科

イ 48単位とする。

ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

- ① 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち情報と職業および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

1 学則・奨学関係（131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程）

② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目

③ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

(2) 建築・環境デザイン学科

イ 48単位とする。

ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

① 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち職業指導および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目

③ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

(3) 環境理工学科

イ 48単位とする。

ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

① 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。ただし、教育原理、教育心理学、道德教育の理論と方法、人権教育および生涯学習論の5科目は履修制限に含む。

③ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

（卒業研究履修条件および卒業見込証明書）

第11条 卒業研究を履修するためには、次の各学科が定めた条件をみたさなければならない。

(1) 情報システム学科

卒業研究の履修条件は、本規程第12条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、100単位以上を修得し、第3年次までに配当された必修科目の未修得単位が、4単位以内であること。ただし、編入学生で本規程第2条第2項第1号に定める区

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

分「イ」の者は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得していること。

また、本規程第2条第2項第1号に定める区分「ロ」の者は、卒業資格最低単位数74単位のうち42単位以上を修得していること。

(2) 建築・環境デザイン学科

イ 本規程第12条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、100単位以上を修得していること。ただし、第3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、14単位以内で、かつ、演習の未修得単位が4単位以内であること。

ロ 編入学生で本規程第2条第2項第2号に定める区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得していること。ただし、第3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、14単位以内で、かつ、演習の未修得単位が4単位以内であること。

ハ 編入学生で本規程第2条第2項第2号に定める区分「ロの1」および「ロの2」の者は、卒業資格最低単位数74単位のうち42単位以上を修得していること。ただし、第3年次までに配当された専門必修科目の未修得単位が、14単位以内で、かつ、演習の未修得単位が4単位以内であること。

(3) 環境理工学科

卒業研究の履修条件は、本規程第12条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、96単位以上を修得し、第3年次までに配当された必修科目の未修得単位が、8単位以内であること。ただし、編入学生で本規程第2条第2項第1号に定める区分「イ」の者は、卒業資格最低単位数62単位のうち30単位以上を修得していること。

また、本規程第2条第2項第1号に定める区分「ロの1」および「ロの2」の者は、卒業資格最低単位数72単位のうち40単位以上を修得していること。

2 卒業見込証明書は、4年次において卒業研究の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第4章 卒業要件

(卒業要件)

第12条 学則第30条にもとづき、本規程別表第1の授業科目表および第2項に定めるところにしたがって、次の各学科が定めた単位を修得することを卒業要件とする。

2 学科別の卒業要件を次の各号に定める。

(1) 情報システム学科

イ 在学中に124単位を修得しなければならない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

ロ フィールド教育科目は、必修、選択を合わせて10単位とする。10単位を超えて修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

ハ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目分野の留学生向け科目より8単位、言語文化科目分野の日本語より8単位および身体科学科目分野を合わせて20単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ニ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、94単位以上とする。

ホ 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち4単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。

ヘ ジョイント・プログラム履修学生については、4年次に他学科の卒業研究等を履修できるが、詳細については、別途定める。

であるが、詳細については、別途定める。

フィールド ド教育科 目	フィールドプラクティス		2単位	10単位以 上	124単 位	学士 （工 学）
	フィールド関連教養科目		要件なし			
総合教育 科目	教養教育科目	人文科学	要件なし	20単位以 上		
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	（留学生に限る）8単位			
		人間教育	要件なし			
	言語文化科目	英語	（留学生を除く）4単位以上			
		初修外国語	要件なし			
		日本語	（留学生に限る）8単位			
	身体科学科目		要件なし			
専門教育科目		必修、選択必修および選択科目の単位を合わせて、94 単位以上（自由科目4単位を含む）				
4年以上在学						

(注)

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

- ① 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ② 初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ③ 留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ④ 「基礎数学および演習」「代数学1」「解析学1」「数学演習1」は、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて、習熟度別にクラスを分ける。なお、プレイスメントテストの点数が、基準に満たない者は、「基礎数学および演習」を必ず履修しなければならない。
- ⑤ 「基礎数学および演習」を履修しなければならない者は、1年次後期に「代数学1」、「解析学1」および「数学演習1」を履修することができるものとし、「代数学2」、「解析学2」および「数学演習2」は2年次後期に履修することができる。
- ⑥ 「情報システム応用演習」および「ネットワーク構築演習1」のうち、いずれか1科目を必修とする。なお、「ネットワーク構築演習1」を履修する者は、「ネットワーク構築演習2」を履修しなければならない。

(2) 建築・環境デザイン学科

- イ 在学中に124単位を修得しなければならない。
- ロ フィールド教育科目は、必修、選択を合わせて10単位とする。10単位を超えて修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。
- ハ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目分野の留学生向け科目より8単位、言語文化科目分野の日本語より8単位および身体科学科目分野を合わせて20単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。
- ニ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、92単位以上とする。
- ホ 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)
- ヘ ジョイント・プログラム履修学生については、4年次に他学科の卒業研究等を履修

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

できるが、詳細については、別途定める。

フィールド ド教育科 目	フィールドプラクティス		2単位	10単位以 上	124単 位	学士 （工 学）
	フィールド関連教養科目		要件なし			
総合教育 科目	教養教育 科目	人文科学	要件なし	20単位以 上		
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	（留学生に限る）8単位			
		人間教育	要件なし			
	言語文化 科目	英語	（留学生を除く）4単位以上			
		初修外国語	要件なし			
		日本語	（留学生に限る）8単位			
	身体科学科目		要件なし			
専門教育科目		必修、選択必修および選択科目の単位を合わせて、94 単位以上（自由科目8単位を含む）				
4年以上在学						

(注)

- ① 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ② 初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ③ 留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ④ 都市環境デザインコースの卒業要件単位数は、必修科目54単位、選択必修科目16単位以上および選択科目24単位以上、合計94単位以上とする。
- ⑤ 建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目56単位、選択必修科目16単位以上および選択科目22単位以上、合計94単位以上とする。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

- ⑥ クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースの卒業要件単位数は、必修科目50単位および選択科目44単位以上、合計94単位以上とする。
- ⑦ 「環境計画論」「都市計画」「建築計画論」「住居計画論」は、都市環境デザインコース、建築デザインコース、インテリアデザインコースの3コースのみ必修。
- ⑧ 「インテリア計画論」は、建築デザインコース、インテリアデザインコース、クラフトデザインコース、プロダクトデザインコースの4コースのみ必修。
- ⑨ 「造形計画論」は、クラフトデザインコース、プロダクトデザインコースの2コースのみ必修。
- ⑩ 「都市環境デザイン演習Ⅰ」「都市環境デザイン演習Ⅱ」は、都市環境デザインコースのみ必修。
- ⑪ 「建築デザイン演習Ⅰ」「建築デザイン演習Ⅱ」は、建築デザインコースのみ必修。
- ⑫ 「インテリアデザイン演習Ⅰ」「インテリアデザイン演習Ⅱ」は、インテリアデザインコースのみ必修。
- ⑬ 「クラフトデザイン演習Ⅰ」「クラフトデザイン演習Ⅱ」は、クラフトデザインコースのみ必修。
- ⑭ 「プロダクトデザイン演習Ⅰ」「プロダクトデザイン演習Ⅱ」は、プロダクトデザインコースのみ必修。

(3) 環境理工学科

- イ 在学中に124単位を修得しなければならない。
- ロ フィールド教育科目は、必修、選択を合わせて12単位以上とする。
- ハ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より4単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。なお、留学生は、教養教育科目分野の留学生用科目より4単位および言語文化科目分野の日本語より8単位を合わせて12単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。
- ニ 専門教育科目は、必修、選択を合わせて、82単位以上とする。
- ホ 実践教育科目は、必修、選択を合わせて、6単位以上とする。
- ヘ 専門教育科目と実践教育科目を合わせて、92単位以上とする。
- ト 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

チ ジョイント・プログラム履修学生については、4年次に他学科の卒業研究等を履修できるが、詳細については、別途定める。

フィールド	フィールドプラクティス		2単位	12単位	124単位	学士 (理 工 学)
教育科目	フィールド関連教養科目		要件なし	以上		
総合教育科目	教養教育 科目	人文科学	要件なし	20単位 以上		
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る) 4単位			
		人間教育	要件なし			
	言語文化 科目	英語	(留学生を除く) 4単位以上			
		初修外国語	要件なし			
		日本語	(留学生に限る) 8単位			
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目		必修、必修の単位を合わせて、82単位以上。(自由科目8単位を含む)	92単位 以上			
実践教育科目		6単位以上				
4年以上在学						

(注)

- ① 1年次配当の英語については、プレイスメントテストを実施し、その結果に基づいて習熟度別にクラスを分ける。ただし、英語の2年次および3年次配当科目については、この限りではない。
- ② 初修外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、複数の言語を卒業要件単位に算入することができる。ただし、各言語は必ず「入門1」から履修しなければならない。
- ③ 留学生は、言語文化科目として母語を履修することはできない。
- ④ 環境技術コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目30単位、選択科目52単位以上、合計82単位以上とする。
- ⑤ 地域生態系コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目32単位、

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

選択科目50単位以上、合計82単位以上とする。

⑥ 環境緑化コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目28単位、選択科目54単位以上、合計82単位以上とする。

⑦ 環境計画コースの専門教育科目に関する卒業要件単位数は、必修科目24単位、選択科目58単位以上、合計82単位以上とする。

⑧ 「水環境工学」「環境制御論」「原子力とエネルギー」は、環境技術コースのみ必修とする。

⑨ 「生態学」「植生学と自然」「水生生物学」「生物多様性と文化」は、地域生態系コースのみ必修とする。

⑩ 「ランドスケープ計画論」「緑化植物論」は、環境緑化コースのみ必修とする。

⑪ 「環境まちづくり論」「環境アセスメント」は、環境計画コースのみ必修とする。

3 編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 情報システム学科

イ 本規程第2条第2項第1号に定める入学区分「イ」の者

① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス」「プログラミング1」「プログラミング2」「デジタルコンテンツ演習」および「ネットワークアプリケーション演習」は選択科目として取り扱う。

② 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

③ 専門教育科目の他、フィールド教育科目を卒業要件単位として認め、修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

フィールド教育科目		要件なし 12単位 2単位以上 (自由科目4単位を含む) 48単位以上	62単位	学士 (工 学)
専門教育科目	必修科目			
	選択必修科目			
	選択科目			
2年以上在学				

ロ 本規程第2条第2項第1号に定める区分「ロ」の者

① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス」「プログラミング1」「プログラミング2」「デジタルコンテンツ演習」および「ネットワークアプリケーション演習」は選択科目として取り扱う。

② 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目とし

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

て取り扱い、上限を4単位とする。

- ③ 専門教育科目の他、フィールド教育科目および総合教育科目を卒業要件単位として認め、フィールド教育科目より修得した単位は、専門教育科目の選択科目として取り扱う。

フィールド教育科目		要件なし	74単位	学士 (工 学)
総合教育科目		要件なし		
専門教育科目	必修科目	12単位		
	選択必修科目	2単位以上		
	選択科目	(自由科目4単位を含む) 48単位以上		
2年以上在学				

(2) 建築・環境デザイン学科

イ 本規程第2条第2項第2号に定める区分「イ」の者

- ① 必修科目のうち、「環境デザイン理論」、「建築設計製図法」、「デジタルプレゼンテーション論」、「CAD・CG論」、「CAD・CG演習2」および「建築・環境デザイン基礎演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は選択科目として取り扱う。また、都市環境デザインコースにおいては、「建築計画論」、「住居計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「都市計画」、「都市環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースにおいては、「都市環境デザイン論」、「建築デザイン論」、「インテリアデザイン論」も選択科目として取り扱う。
- ② 都市環境デザインコース、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- ③ 必修科目の「フィールドプラクティス」については、履修することができない。
なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ④ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

専門教育科目	都市環境デザインコース 必修科目 26単位 選択必修科目 16単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 20単位 建築デザインコース/インテリアデザインコース 必修科目 28単位 選択必修科目 16単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 18単位 クラフトデザインコース/プロダクトデザインコース 必修科目 26単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 36単位	62単位	学士 (工 学)
	2年以上在学		

ロ 本規程第2条第2項第2号に定める区分「ロの1」の者

- ① 必修科目のうち、「環境デザイン理論」、「建築設計製図法」、「デジタルプレゼンテーション論」、「CAD・CG論」、「CAD・CG演習Ⅱ」および「建築・環境デザイン基礎演習Ⅰ・画論」、「住居計画論」、「インテリアデザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「都市計画」、「都市環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースにおいては、「都市環境デザイン論」、「建築デザイン論」、「インテリアデザイン論」も選択科目として取り扱う。
- ② 都市環境デザインコース、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- ③ 必修科目の「フィールドプラクティス」については、履修することができない。
なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ④ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

専門教育科目	都市環境デザインコース 必修科目 30単位 選択必修科目 16単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 28単位 建築デザインコース／インテリアデザインコース 必修科目 32単位 選択必修科目 16単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 26単位 クラフトデザインコース／プロダクトデザインコース 必修科目 30単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 44単位	74単位	学士 (工 学)
	2年以上在学		

ハ 本規程第2条第2項第2号に定める区分「ロの2」の者

- ① 必修科目のうち、「環境デザイン理論」、「建築設計製図法」、「デジタルプレゼンテーション論」、「CAD・CG演習Ⅱ」および「建築・環境デザイン基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は選択科目として取り扱う。また、都市環境デザインコースにおいては、「建築計画論」、「住居計画論」、「インテデザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースにおいては、「環境計画論」、「都市計画」、「都市環境デザイン論」、「クラフトデザイン論」、「プロダクトデザイン論」、クラフトデザインコースおよびプロダクトデザインコースにおいては、「都市環境デザイン論」、「建築デザイン論」、「インテリアデザイン論」も選択科目として取り扱う。
- ② 都市環境デザインコース、建築デザインコースおよびインテリアデザインコースの履修者は、選択必修科目として、建築工学関連科目より、16単位を修得すること。
- ③ 必修科目の「フィールドプラクティス」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ④ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。

専門教育科目	都市環境デザインコース 必修科目 32単位 選択必修科目 16単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 26単位 建築デザインコース／インテリアデザインコース 必修科目 34単位 選択必修科目 16単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 24単位 クラフトデザインコース／プロダクトデザインコース 必修科目 32単位 選択科目 (自由科目4単位を含む) 42単位	74単位	学士 (工 学)
2年以上在学			

(3) 環境理工学科

イ 本規程第2条第2項第3号に定める入学区分「イ」の者

- ① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス1」「環境学概論」「データ分析入門1」「データ分析入門2」「情報機器の操作1」「情報機器の操作2」「フィールドスタジオ演習1」および「フィールドスタジオ演習2」は選択科目として取り扱う。
- ② プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ③ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。
- ④ 専門教育科目の他、フィールド教育科目、実践教育科目を卒業要件単位として認める。
- ⑤ 環境技術コースの履修者は、「水環境工学」「環境制御論」「原子力とエネルギー」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑥ 地域生態系コースの履修者は、「生態学」「植生学と自然」「水生生物学」「生物多様性と文化」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑦ 環境緑化コースの履修者は、「ランドスケープ計画論」「緑化植物論」の4単位を必修とする。
- ⑧ 「入門ゼミ1」および「入門ゼミ2」は、履修することができない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

フィールド教育科目	要件なし	62単位 (自由科目4 単位を含む)	学士 (理 工学)
専門教育科目	環境技術コース 必修科目 10単位 選択必修科目 4単位以上 地域生態系コース 必修科目 10単位 選択必修科目 4単位以上 環境緑化コース 必修科目 14単位 環境計画コース 必修科目 10単位		
実践教育科目	4単位以上		
2年以上在学			

ロ 本規程第2条第2項第3号に定める区分「ロの1」「ロの2」の者

- ① 必修科目のうち、「フィールドプラクティス1」「環境学概論」「データ分析入門1」「データ分析入門2」「情報機器の操作1」「情報機器の操作2」「フィールドスタジオ演習1」および「フィールドスタジオ演習2」は選択科目として取り扱う。
- ② プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- ③ 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を4単位とする。
- ④ 専門教育科目の他、フィールド教育科目、実践教育科目を卒業要件単位として認める。
- ⑤ 環境技術コースの履修者は、「水環境工学」「環境制御論」「原子力とエネルギー」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑥ 地域生態系コースの履修者は、「生態学」「植生学と自然」「水生生物学」「生物多様性と文化」のうち4単位以上を選択必修とする。
- ⑦ 環境緑化コースの履修者は、「ランドスケープ計画論」「緑化植物論」の4単位を必修とする。
- ⑧ 「入門ゼミ1」および「入門ゼミ2」は、履修することができない。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

フィールド教育科目	要件なし	72単位 (自由科目4単位を含む)	学士 (理工学)
専門教育科目	環境技術コース 必修科目 10単位 選択必修科目 4単位以上 地域生態系コース 必修科目 10単位 選択必修科目 4単位以上 環境緑化コース 必修科目 14単位 環境計画コース 必修科目 10単位		
実践教育科目	4単位以上		
2年以上在学			

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

(履修の必要な科目)

第13条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の4（以下別表という。）に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

(1) 情報システム学科

イ 中学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を30単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を1単位、合わせて59単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて**59**単位を修得しなければならない。

- ハ 高等学校教諭一種情報の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を**30**単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を**26**単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を3単位、合わせて**59**単位を修得しなければならない。

(2) 建築・環境デザイン学科

- イ 中学校教諭一種美術の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を**32**単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を**30**単位、合わせて**62**単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

- ロ 高等学校教諭一種美術の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を**26**単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を**26**単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を7単位、合わせて**59**単位を修得しなければならない。

- ハ 高等学校教諭一種工芸の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を**30**単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を**26**単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を3単位、合わせて**59**単位を修得しなければならない。

- ニ 高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め**24**単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を**26**単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて**59**単位を修得しなければならない。

(3) 環境理工学科

- イ 中学校教諭一種理科の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

科の指導法に関する科目」から必修科目を含め28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を30単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を1単位、合わせて59単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種理科の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

（教育実習等の履修）

第14条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む。）が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

（試験）

第15条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

1 学則・奨学関係 (131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程)

2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。

3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

(追試験)

第16条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。

3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。

4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。

5 追試験の期日は、教授会において定める。

6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。

7 追試験の成績は、90点満点とする。

(試験における注意義務)

第17条 単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

(1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。

(2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。

(3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。

(4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。

(5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。

1 学則・奨学関係（131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程）

- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

（試験における不正行為）

第18条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 （削除）

第19条 （削除）

附 則

（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

1 学則・奨学関係（131-5 大阪産業大学デザイン工学部修学規程）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月29日）

（施行期日）

この規程は、令和4年8月29日から施行する。ただし、第19条については、学則第51条の定めに関わらず、令和4年度以降に在籍する学生に適用する。

附 則（令和5年2月15日）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第19条（削除）については、学則第51条の定めに関わらず、令和6年度以降に在籍する学生に適用する。

附 則（令和6年1月26日）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。